

令和3年8月27日

市内宿泊事業者のみなさまへ

廿日市市新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会

廿日市市長

（環境産業部産業振興課
環境産業部観光課）

広島県感染症拡大防止協力支援金について（情報提供）

平素より、廿日市市の観光振興にご尽力を賜りありがとうございます。

さて、広島県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、県の要請に協力いただいた事業者に感染症拡大防止協力支援金を支給する制度がございます。

本制度は、主に飲食店を対象とした支援制度ですが、宿泊事業者においても飲食店営業許可1類又は3類を取得されていれば、支援対象の可能性があります。

つきましては、本制度の申請締め切りが近づいておりますので、活用を御検討くださいますようお願いいたします。

ご参考に、チラシを併せて送ります。

また、インターネットで「広島県感染症拡大防止協力支援金」と検索してください。

感染症拡大防止協力支援金の要請期間及び申請受付期間

		要請期間	申請受付期間
令和3年度第3期		令和3年6月21日～ 令和3年7月11日	令和3年7月12日～ 令和3年9月14日
令和3年度第4期	期間A	令和3年8月4日～ 令和3年8月9日	令和3年9月13日～ 令和3年10月29日
	期間B	令和3年8月10日～ 令和3年8月19日	
	期間C	令和3年8月20日～ 令和3年8月26日	
	期間D	令和3年8月27日～ 令和3年9月12日	

感染症拡大防止協力支援金 Q & A

	Q. 質問	A. 回答
1	<p>宿泊者のみに施設内で夕食を提供しています。</p> <p>飲食店の営業許可（1類又は3類）を取得している場合、飲食店等に対する要請の対象になりますか。</p> <p>また、その場合、協力支援金は支給されますか。</p>	<p>要請の対象になります。</p> <p>また、要件を満たす場合は、協力支援金が支給されます。</p> <p>主な支給要件</p> <p>○第3期, 第4期 期間 A・B</p> <p>【要請前】 酒類の提供及び20時～5時までの営業を実施</p> <p>【要請期間中】 20時までの時短営業又は期間の全日休業 (酒類の提供は11時～19時)</p> <p>○第4期 期間 C・D</p> <p>【要請前】 「酒類の提供」、「カラオケ」、「20時～5時までの営業」のうち1つ以上を実施</p> <p>【要請期間中】 20時までの時短営業(酒類・カラオケの提供なし)又は期間の全日休業</p> <p>その他にも支給要件がありますので、詳しくは、広島県感染症拡大防止協力支援金特設サイトをご覧ください。 (お問い合わせ先) 広島県協力支援金センター TEL 082-248-6851</p>
2	<p>要請期間中、お食事処は閉鎖し、部屋食で対応していますが、休業扱いになりますか。</p>	<p>休業ではなく、時間短縮となります。</p> <p>例えば、部屋食として弁当の配達や給仕等を行う場合は、デリバリーと同様の扱いとなり、休業ではなく時間短縮申請となります。</p> <p>※時間短縮に該当しない場合もありますので、個別に御相談ください。</p>

3	<p>1泊2食付の宿泊は食事と宿泊を一括で売上計上しているため、飲食部分のみの売上高の内訳を出すことが困難です。</p>	<p>合理的な基準で区分してください。</p> <p>飲食以外の売上が含まれる場合は、内訳書の作成が必要です。</p> <p>例えば、1泊2食付と素泊まりの料金を比較し、差額を飲食に関する売上とする方法などがあります。</p>
4	<p>月次支援金との併給はできますか。</p>	<p>要請に伴う協力金の支給対象となっている場合は月次支援金の給付対象外です。</p> <p>月単位での判定になりますので、第3期、第4期の支給対象となる事業者は、6月から9月の月次支援金の給付対象外です。</p>